

○総務省令第二号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日

総務大臣 石田 真敏

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに

対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の三 機構の行う業務(機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務(特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。)第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。)(以下「特定業務」という。))を除く。)に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇～十二 略〕</p> <p>十三 機構法第十四条第一項第十三号に掲げる出資並びに人的及び技術的援助に関する事項</p> <p>十四 機構法第十四条第一項第十四号に掲げる附帯する業務に関する事項</p> <p>十五～二十二 〔略〕</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の三 〔同上〕</p> <p>〔一〇～十二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>十三 機構法第十四条第一項第十三号に掲げる附帯する業務に関する事項</p> <p>十四～二十一 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。